

宇都宮地方裁判所委員会（第39回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 令和4年5月24日（火）13:30～15:00

2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

石塚洋史、岡村安将、後藤健（委員長）、五味渕玲子、鈴木建俊、中原康則、
根本智子、谷島義則、山崎一洋、横塚圭恵

（説明担当官）

山下博司刑事部裁判官、佐藤裕久刑事首席書記官

（庶務）

杓水一隆事務局長、赤穂珠代事務局次長、徳江淳総務課長、家本浩司総務
課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

岡村委員、鈴木委員、谷島委員、横塚委員から自己紹介があった。

(2) 意見交換テーマに関する説明

委員長から、今回の意見交換テーマ（国民が参加しやすい裁判員裁判に
ついて）及びその趣旨に関する説明がされた。

(3) 基本説明等

山下裁判官、佐藤刑事首席書記官から、裁判員制度に関する裁判所の現
状等について説明がされた。

(4) 意見交換の要旨

（委員）

○ 裁判員等経験者との意見交換会についてご説明いただきたい。

（山下裁判官）

- 年一、二回程度行っており、実際に裁判員又は補充裁判員を務められた方と裁判官、検察官、弁護士が参加して実施している。なお、令和2年度については、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて実施していない。

この意見交換会における裁判員向けの職場の休暇制度等に関するご意見の中には、会社の理解があるとか、裁判員裁判参加のための特別休暇制度があるなどの意見がある一方で、私用で有給休暇を取得してほしいと言われたといった意見もあった。

(委員長)

- 意見交換会における意見は、裁判員等として実際に来られた方のものであり、仕事との兼ね合いなどで来られなかった方の意見は含まれていないことから、裁判員向けの休暇制度等の環境整備については、必ずしも安心できる状況ではないという印象である。

なお、補足すると、裁判員等経験者に対する意見交換会には、マスコミの方々にもお声掛けをして、通常何社かは取材にお越しいただいている。この意見交換会の中では、裁判所だけでなく、検察官や弁護士に対する意見も出ており、これらの意見を個別の審理だけでなく制度の仕組みに生かせるよう、全国的にこの会を行っている。

(委員)

- 一番気になるのは、裁判員裁判に参加するにあたっての裁判員等の第1回公判から判決までの登庁日数である。宇都宮の平均日数は、全国平均と比較してどうなのか。

(佐藤首席書記官)

- 当庁の第1回公判から判決までの平均日数は、令和元年は9.3日(全国は10.5日)、令和2年は9.3日(全国は12.1日)、令和3年は11.1日(全国は13.8日)であり、全国平均よりもやや短い。

(山下裁判官)

- 補足して説明すると、日数というのは、第1回公判から判決までの期間であるので、実際に裁判員が登庁する日数とは必ずしも一致しない。

(委員)

- そうすると、例えば平均9.3日となっていたとしても、実際にはその日数登庁するわけではないということか。

(佐藤首席書記官)

- そのとおりである。第1回公判から判決の日までには土日も含まれたり、期日等のない日が設定されることもある。

(委員)

- 年間で裁判員裁判が行われる件数はどれくらいか。

(山下裁判官)

- 年によってばらつきはあるが、全国では、平成28年から令和2年までは年間概ね1000件前後である。当庁の場合は、さらに年によってばらつきがあり、件数の多かった平成25年で年間36件、少なかった令和元年で6件である。平均すると年間で十数件程度である。

(委員)

- 裁判員等選任手続期日当日に公判期日も行われるのか。

(山下裁判官)

- 現在の当庁の運用では、公判期日は、裁判員等選任手続期日の翌日以降に行うこととしている。

(委員)

- この質問を行った趣旨は、働いている人は裁判員等に選ばれた場合、会社を休まなければならない、拘束期間が長くなればなるほど負担が増えるということであるから、これが短い方が参加しやすくなるのではないかということである。

(山下裁判官)

- 裁判員等選任手続期日と公判期日を同日にしたほうがよいのではないかとのご意見も含むのか。

(委員)

- 会社を休む日数を減らすという観点からは、そうしたほうが裁判員等の負担が少なく参加しやすくなるのではないかと思う。

(山下裁判官)

- 過去に当庁でも裁判員等選任手続期日と公判期日を同日に実施する運用をしていた時期があったが、その時期に選ばれた裁判員等から、家族や会社に連絡もできずそのまま公判に参加しなければならないため調整がしづらいという意見が出ていた。そこで今は、公判期日を裁判員等選任手続期日の翌日以降に指定する運用とし、公判期日が始まる前に家族や会社に連絡して予定を調整していただくこととしたものと理解している。

(委員長)

- 全国的には、公判期日を裁判員等選任手続期日の翌日以降とする運用の庁が多いのか。

(山下裁判官)

- いずれの運用もなされていると聞いているところであるが、当庁と同様の運用としている庁も多いと聞いている。

(委員長)

- 例えば当該裁判は5日かかるという日程で候補者をお呼びするにあたり、裁判員等選任手続期日当日から公判期日を実施するか、翌日から実施するかなどについては、裁判所が決めるのか、それとも裁判員等として選ばれた方と調整して決めるのか。

(山下裁判官)

- あらかじめ候補者に送付する選任手続期日のお知らせに、この裁判についてはこのような日程で行いますということも記載しており、もし記載した日程で差支えがあるという方については、質問票にその旨記載して回答していただければ、辞退を認めるかを判断することになる。

(委員長)

- 裁判員裁判の審理期間は、制度開始当時と比較して長期化している傾向にあるのか。

(山下裁判官)

- 大雑把な傾向としてはそうである。当初、全国の平均審理日数は四、五日であったのが、平成29年から令和元年頃になると平均10日くらいで推移している。当初は自白事件が多かったということもあるが、それを考慮してもやや長期化してきている。

その理由としては、制度開始当初とは審理の進め方が異なってきているということがあると思われる。従来は書面を中心とした裁判が行われていたという傾向があったが、やはり書面を法廷で読み上げるだけでなく、関係者の話を直接裁判員の皆さんに聞いていただいたほうが分かりやすいのではないかという観点から、なるべく証人や被告人から話を聞く方向に変わってきた。法廷で証人等の話を聞くとすると、相応に審理に時間がかかるようになるという面もあるので、これが審理期間の長期化に影響していると思われる。

もう一つは、国民の皆様の視点や感覚をきちんと裁判に反映させようという意識が高まってきたことで、裁判官と裁判員等が評議を行う時間を十分に設けようとする意識も高まり、これが審理期間の長期化に影響しているのではないかということである。もちろん、難しい事件が含まれていることが影響しているということもあると思われる。

(委員)

○ 経験則に基づいて審理期間の変遷につきお話しすると、山下裁判官がご説明されたように、制度当初は選任後すぐ審理に入っていたという印象である。これは、裁判員等の皆様に仕事を休んで裁判に来ていただくことになるので、なるべく審理期間を短くしたいということの現れだったと思われる。ところが、実際に裁判員等に選ばれた方のアンケートに、仕事を割り振るための時間が欲しかったという回答が寄せられたことから、むしろ選任手続期日から公判期日まで1日空けたほうが出席される裁判員等の方のためになるのではないかということで、その運用を始めるようになったように思われる。また、長い期間で審理を行う場合、従来は連日開廷してこれを行っていたが、裁判員の皆様は連日緊張状態で審理に参加することになることから、休憩や頭の整理のために期日を半日、1日空けで行うようになってきており、これが審理期間の長期化に影響するようになったのではないかと思う。

以上のように、審理期間が長期化してはいるものの、これは審理を工夫してきた結果ではないかというのが一方当事者として感じているところである。

(委員)

○ 過去に裁判員裁判対象事件を担当したときは、午前中に裁判員等選任手続期日、午後に第1回公判期日という日程であったと記憶している。担当する側としては日程を詰めてもらうほうがよいが、裁判になじみのない裁判員等からすれば、ある程度時間をかけて行うほうがよい側面もあるということは理解している。他方、会社側が裁判員等に選ばれた従業員に休暇を取得させて裁判に出席させるという観点から考えると、例えば従業員が1週間連続で休まなければならないとなれば、雇う側としては大変だと思う。

そこで裁判所に質問だが、裁判員裁判の日程を決めるにあたり、一般

的に繁忙期とされている年末や年度末などに期日を入れないなどの工夫はしているのかをお伺いしたい。

(山下裁判官)

- 一般的にお休みの方が多いと思われるお盆、年末年始及びこれに接着した時期については、なるべく期日を入れないようにするようになっているところであるが、他方、被告人の身柄拘束期間が長期化するおそれや証人の記憶が薄れてしまうという問題があることから、ある時期に絶対に期日を入れないとすることまでは難しいのではないかと思う。

(委員長)

- 裁判員裁判に参加しやすくするための取組としてどのようなことが考えられるかについて、皆様の職場などの取組を踏まえてお話を伺いたい。

(委員)

- 先ほど審理日数についてお伺いしたのは、裁判員裁判に送り出す会社としても、裁判員等に選任された従業員としても、仕事を調整しながら参加することになることから、拘束日数が短いに越したことはないのではないかという問題意識からである。日程については、質問票が送付された段階である程度分かるということであったので、そうであれば仕事の調整も事前に行うことができると思った次第である。

また、裁判所としてどのような取組を行うことが考えられるかということについては、裁判員裁判の争点とその証拠を明確にすることにより、裁判員の理解を深めることができるのではないかと思う。もっとも、そのために公判前整理手続の期間が長くなりすぎてしまうと、先ほどお話のあった身柄拘束期間が長期化するという問題も生じてしまうので、法曹三者で協力して取り組んでいってほしい。

(委員)

- 成人年齢の引き下げに伴い、文科省から特に18歳19歳の生徒に係

る裁判員裁判への参加について通知があった。教育委員会から各学校にこれを送付し、裁判員制度に対する理解をより促進するよう各学校の取組を支援しているところであるが、学校には、特に高校3年生や定時制高校の4年生に対し、正しく裁判員制度について理解をさせるという大きな役割があると感じている。今の段階では実際にどの程度効果があるかは分からないが、この取組は、生徒が成人になった際に積極的に裁判員制度に参加することにつながっていくのではないかと思う。

他方、生徒の立場としては、授業があることから、裁判員裁判に参加するということは難しいのではないかと思う。また、裁判という言葉を聞くと構えてしまう生徒も相当数おり、なかなか身近なものとして捉えられないのではないかという印象もある。裁判所においては出前講義を行うなどしていると聞いているところ、よりこういった取組を発展させていただいて、学校に対しても資料だけでなく、例えば模擬裁判のDVDなどの教材を送付していただけると、コロナ禍でなかなか人を集められないという状況においても学級単位で指導をすることができると考えている。

(委員長)

- 各学校において、成人年齢の引き下げに伴い裁判員に選ばれる方の年齢も下がるということを授業などで教えているということはあるのか。

(委員)

- 地歴公民や現代社会の中で裁判一般について教えることは行っている。個別に裁判員制度を取り上げて授業をするとすると、各学級の担任が説明することになると思うが、教員の裁判員制度に関する知識が十分でないことから、先ほど申し上げたように、何か参考となる教材があれば非常にやりやすいのではないかと思っている。

(委員)

○ 宇都宮市では、裁判員等として官公署へ出頭する場合として、特別休暇制度が認められていることから、職員が仕事を理由に出頭できないということはないと思う。お話を伺っていて、こういった休暇制度が整っていない企業については、例えば5日以上連続して出頭するようなことは難しい部分もあるのではないかと思った。裁判員裁判に出席した方の声については裁判所も把握していると思うが、出席できなかった方の理由についてどこまで本当のことが分かっているかというところが気になる。辞退が認められた方はおそらく何らかの理由を挙げていると思うが、裏にはそこに書かれていない本当の理由があった可能性も考えられる。本当の辞退の理由として制度の理解不足によるものがあるとするれば、先ほどお話のあった学生に対して裁判員制度の意義を教えるということは重要だと思う。

また、広報については、ウェブサイトを利用するなどしているとのことだが、裁判員裁判に参加するということは、まだ国民にとって自分事になっていない部分もあると感じている。ウェブサイトには、興味のある人しかアクセスしないことから、興味のない方に対しても広報するのであれば、出前講義などのプッシュ型の広報を積極的に取り入れていくことも制度を知ってもらうためには有効であると思う。

(委員)

○ 裁判員裁判への参加促進の問題を考えるにあたり、若年層の選挙の投票率の低下の問題を連想していたところである。参加してくれる人はよいが、参加してくれない人にどのように参加を訴えるかというのが、選挙も裁判員裁判も同様の課題であるのではないかと思う。先ほど教育現場で制度の理解を促すという話があったところ、現場のご苦勞はお察しするが、18歳選挙権の主権者教育や成人年齢の引き下げに伴う契約等についての教育に、裁判員制度についても組み込むということは極めて

現実的であるし、効果的であると思う。

また、現在は情報があふれすぎていて、目の前に情報があってもこれを見ないという状況にあることから、どうしたら必要な情報を見てもらえるかということも考える必要がある。若年層に取材をすると、同世代の友人が選挙に行ったという話を聞いたから自分も行かなければと思ったというようなことも聞くので、誰からその情報を発信するとその情報を見てもらえるかという点を意識することも重要だと思う。

(委員)

- 裁判員制度当初の頃は労働組合にいたが、会社側と裁判員制度の参加のための休暇制度を作らなければいけないという話をしていた。特に大企業は社会的責任から、こういった休暇制度を充実させていると聞いている。

裁判員裁判に参加してもらうことについては、私としても、先ほど話があったように、選挙と同様、興味がない人をどうするかという課題があると思う。興味がある人であれば、仕事がいくら忙しくともどうにかして参加することを検討すると思うので、まず制度に興味を持ってもらうことが重要であり、若年層の参加を促すには、これまでにない発想も必要になってくるのではないかな。

(委員)

- 裁判員制度は始まって10年以上経っており、皆制度自体を知っていると思うし、会社に裁判員裁判に参加するなという上司もいないと思う。問題は、参加する本人がどのようにして不在時の仕事を割り振るかということであり、もしこれができないとなれば仕事を理由として不参加となるということが多いのではないかな。

裁判所の広報については、裁判員制度10周年のアンケートで、9割くらいの裁判員等経験者が参加してよかったと回答していたと記憶して

いる。実際に参加すれば非常によい制度であるということが分かるので、この点をもう少し国民に訴えて、参加を促していくことが必要なのではないかと思う。

(委員)

- 裁判員制度については、裁判所において様々な広報活動を行っているが、実際に候補者選任通知を受け取った方はどうしたらよいか戸惑うと思われる。そこで、通知を受け取った方が休暇をどのように取得するかということや仕事の振り分けをどうするかについて準備できるよう、さらに企業や従業員に対する説明を行うことが必要なのではないかと思う。裁判員制度は、色々な方に参加していただいて初めて成功する制度なのであろうと思うので、対象となる方に応じた出前講義を行うなどすることも有用であると思う。

また、本委員会に参加するにあたり、身近な人10人程度に、もし候補者に選ばれたら裁判員裁判に参加してみたいかを聞いたところ、全員が参加したいと言っていた。その中で、2歳の子の育児中の親がいたが、仮に裁判員等に選ばれた場合、子の預け先はどうなるのだろうという話が出た。例えば育児中の専業主婦の中には、裁判員等に選ばれても、子を預けられないことを理由に参加できないという方もいると思うので、育児中の方に限らず、あらゆる境遇の方についてどういった手当が必要なのかを考えることも検討していただくことがよいのではないか。

(委員)

- 今日の話をお聞きして、もし周りに裁判員等候補者に選ばれた人がいれば、参加するよう勧めたいと思った。これまでは、もし選ばれたら死体などの見たくない写真などを見なければならぬのではないかという思いがあったが、考え方が変わった。

(山下裁判官)

- 今お話のあった死体などの写真を見なければならないのかという点については、裁判員等に選ばれた方などからも質問を受けることがある。あらゆる事件についてそういった写真を見なければならないかというところというわけではなく、例えば人が亡くなった事件であれば、その事実が分かればよいという事件もあるし、仮に傷なども見なければならないとしても、法曹三者で必要性を検討して、写真ではなくイラストでもよいとしたり、カラーでなく白黒の写真でもよいとしたりするなどしている。

(委員長)

- 本日は、皆様から貴重なご意見・取組や現状をご紹介いただき、心から深く感謝申し上げます。

(5) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会の日程について、令和4年11月24日(木)午後1時30分から開催することとされた。

以上